



2026年5月12日

各 位

会 社 名 ナラサキ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 克久
(コード番号 8085 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼専務執行役員 米谷 寿明
(TEL : 03-6732-7350)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年6月4日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 116,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,390 円
(4) 処分総額	511,435,000 円
(5) 処分予定先	①日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口) 65,800 株 ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株E S O P信託口) 50,700 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法により、株式付与E S O P信託（以下「E S O P信託」といいます。）は臨時報告書を、従業員持株E S O P信託（以下「持株E S O P信託」といいます。）は有価証券届出書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、当社の従業員の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、かつ、企業価値の向上を図ることを目的とし、E S O P信託および持株E S O P信託（以下E S O P信託とあわせて「本制度」といいます。）の導入を決議しております。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約および従業員持株E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口および従業員持株E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式付与E S O P信託が株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数および従業員持株E S O P信託が当社持株会に譲渡する

と見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2026年3月31日の発行済株式総数5,325,600株に対し2.19%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数49,935個に対する割合2.33%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い一定の要件を充足した従業員に交付および毎月一定日に当社持株会に対して売却が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要については、2026年5月12日付で公表いたしました「当社従業員に対する株式交付制度の詳細決定に関するお知らせ」および「従業員持株E S O P信託」の詳細決定に関するお知らせをご参照ください。

<信託契約の概要>

① 株式付与E S O P信託

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2026年5月29日（予定）
信託の期間	2026年5月29日～2032年6月30日（予定）
制度開始日	2026年7月1日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

② 従業員持株E S O P信託

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2026年5月29日（予定）
信託の期間	2026年5月29日～2031年6月15日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月11日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における終値である4,390円としております。当該価格を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上